

## ○動物実験審査委員会細則

(平成15年10月1日細則第140号)

改正 平成18年10月31日細則第112号 平成19年3月30日細則第44号  
平成20年3月31日細則第62号 平成25年3月28日細則第11号  
平成27年4月8日細則第57号 平成30年3月22日細則第34号  
平成31年3月27日細則第135号 令和元年12月25日細則第179号

(趣旨)

第1条 動物実験実施規程(平成15年規程第129号。以下「規程」という。)第19条第6項に基づき、動物実験審査委員会(以下「審査委員会」という。)の構成その他必要な事項について定める。

(組織)

第2条 規程第19条第1項に基づき、和光事業所に和光動物実験審査委員会を、筑波事業所に筑波動物実験審査委員会を、横浜事業所に横浜動物実験審査委員会を、神戸事業所に神戸動物実験審査委員会を置く。

(構成)

第3条 各事業所の審査委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 事業所が所掌する地区の監督者
- (2) 所長が委嘱する研究所外の者 3名以内
- (3) 所長が指名する研究所内の者 5名以内
- (4) 研究支援部長
- (5) 安全管理部長等

2 前項の委員は、動物実験等に関して優れた識見を有する者、実験動物に関して優れた識見を有する者、及びその他学識経験を有する者をそれぞれ1名以上含まなければならない。

(審査委員会委員長)

第4条 委員長は、委員の互選とする。

- 2 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

第5条 第3条において所長が指名又は委嘱する委員の任期は、2事業年度以内とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の研究所内外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条の2 委員長及び委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を辞した後も同様である。

(委員の謝金及び旅費)

第7条 委員会に出席する委員に対し、謝金及び必要な旅費を支給することができる。

- 2 委員に対する謝金及び旅費の支給に関しては、委員会委員等への謝金等の支給基準(平成15年細則第69号)の定めるところによる。

(審査委員会の事務)

第8条 審査委員会の事務は、審査委員会の属する事業所の安全管理室が行う。ただし、和光事業所においては、安全管理部生物安全課が行う。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附 則

この細則は、平成15年11月1日から施行する。

附 則(平成18年10月31日細則第112号)

この細則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日細則第44号)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日細則第62号)

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日細則第11号)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月8日細則第57号)

この細則は、平成27年4月9日から施行する。

附 則(平成30年3月22日細則第34号)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日細則第135号)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月25日細則第179号)

この細則は、令和2年1月1日から施行する。